

		吉川小学校	光風台小学校	東ときわ台小学校
建築年		昭和 4 7 年（1972年）	昭和 5 3 年（1978年）	昭和 5 7 年（1982年）
面積	校舎	2, 7 6 5 m ²	6, 4 1 5 m ²	4, 6 9 5 m ²
	体育館	1, 5 4 8 m ²	1, 0 3 2 m ²	1, 0 7 2 m ²
都市計画区域		市街化調整区域	市街化区域	市街化区域
用途地域		指定なし	第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
建築可能な用途		学校施設（校区設定しているものに限る）、社会福祉施設（地域密着型、町福祉部局が認めたもの）、医療施設、観光資源の有効な利用上必要な施設、農林水産物の処理等の施設、その他別途協議	住宅、共同住宅、シェアハウス、兼用住宅、店舗、公共施設、病院、学校等 ※下記備考欄の条件あり	住宅、共同住宅、シェアハウス、兼用住宅、公共施設、病院、学校等 ※下記備考欄の条件あり
備 考		上記以外は、地区計画または都計法第34条第14号に基づく新たな提案基準の策定が必要（災害危険エリアを除く）	・用途地域で認められている建物を建てる場合には、光風台山ノ手地区計画の中で、「学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館、その他これに類するもの。」とあるため、地区計画の変更が必要 ・屋内運動場を体育館として使用不可⇒これを可能にするには、用途地域の変更が必要（第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域へ）	①公共施設のうち役場施設は不可（支所は可） ②屋内運動場を体育館として使用不可 ①と②を可能にするには、用途地域の変更が必要（第一種低層住居専用地域から第一種住居地域へ）
その他		○提案基準 B 市街化調整区域内の廃止・廃校となった町有の公共施設の用途変更について必要な事項を定めるもの ※建築物の変更後の用途 店舗・事務所・宿泊施設・工場 集会所・展示場・スポーツ施設 高校、大学、高等専門学校、専修学校その他これに類するもの	○特別用途地区 地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完するものとして用途地域に重ねて指定するもの ※宿泊施設や商業施設の誘致が可能	○特別用途地区 地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完するものとして用途地域に重ねて指定するもの ※宿泊施設や商業施設の誘致が可能